

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R5—3)

別紙1

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進				担当部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 (※記入は任意)	中島 尚子(気候変動 適応室長)					
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号。以下「法」という。)及び気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。				政策体系上の 位置付け	1. 地球温暖化対策の推進							
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。				目標設定の 考え方・根拠	・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議 決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定)		政策評価実施予定時期	令和6年8月				
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
1	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	-	-	67	R5年度	-	-	-	67	-	-	-	法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を立案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。)を策定するよう努めるものとして規定されているため。また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。
2	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	-	-	47	R5年度	-	-	-	47	-	-	-	法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとして規定されているため。また、法附則第5条「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」に則って、目標年度を5年後の令和5年度とした。
測定指標	基準	目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度			
3	気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し	-	-	気候変動適応計画の改定	R8年度	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の策定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集	気候変動影響評価報告書の素案作成	適応法に基づく気候変動影響評価報告書の作成	気候変動適応計画の改定	法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を立案して見直ししていくこととされているため。
4	気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	2	平成26年度	15	R5年度	12	13	14	15	-	-	-	法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。また気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)			当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
気候変動影響評価・適応 推進事業 (平成18年度)	850 (767)	810 (719)	810 (766)	732	1.2,3,4	<p>国内における気候変動適応の推進 <達成手段の概要> ・地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ・適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用を促し、地方公共団体や民間事業者、国民等、各主体の適応取組を推進する。 ・地域気候変動適応センターを支援し、地域における気候変動に関する情報収集等を推進する。 ・国の適応計画のフォローアップを行い、その過程で明らかになった課題等の整理を行う。 ・「気候変動適応計画」(令和3年10月22日閣議決定)で設定したKPIによる計画の進展状況を把握するとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法を開発検討する。 ・次期気候変動影響評価報告書(令和7年度予定)に向けて評価手法の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> ・地方公共団体による気候変動影響評価及び地域気候変動適応計画策定、地域気候変動適応センターの設置を促進する。 ・民間企業の気候変動影響評価および適応取組を促進する。 ・次期気候変動影響評価や施策の進捗、気候変動の進展を踏まえ、気候変動適応計画を改定する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ・適応計画のフォローアップにより、適応施策の進捗を適切に把握し、気候変動の影響評価及び適応計画の必要に応じた見直しに反映させることができる。 ・第2次気候変動影響評価報告書を周知することで、各主体の適応に関する取り組みの充実に寄与する。 ・地域気候変動適応センターの地域における気候変動影響等の情報収集を支援することで、センター活動の確立及び地方公共団体の地域気候変動適応計画の充実に寄与する。 ・地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する関係者の連携体制を強化し、適応策の検討を行うことで、地域の気候変動に対する強靱性を向上する。 ・民間企業における気候変動影響の評価手法に関する情報収集を行い、手引きとして取りまとめることを目指す。</p> <p>適応にかかる開発途上国の支援 <達成手段の概要> ・10カ国において実施してきたNAPプロセス実施(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力成果の展開を図る。 ・アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を活用する。</p> <p><達成手段の目標> ・NAPプロセス実施(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る二国間協力事業成果をパッケージ化し、気候変動への脆弱性の高い地域に技術協力を展開する。 ・AP-PLATのコンテンツを充実させ、パートナー機関とのネットワーキングを通じて適応人材の能力強化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・二国間協力事業により得られた成果を水平展開することにより、協力プロジェクト実施数の増加に寄与する。</p>	0033
施策の予算額・執行額	850 (767)	810 (719)	810 (766)	732	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表) 	